

仕様書

1 件名

令和 8 年度鹿角市服薬情報通知事業業務委託

2 目的

鹿角市（以下「発注者」という。）は、受託事業者（以下「受注者」という。）にレセプトデータ等を提供し、受注者はデータ処理を行い、適正服薬を目的とした通知物を対象者に送付し、その効果を分析することで、ポリファーマシーの解消および医療費の適正化を図ることを目的とする。

3 契約期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで

4 用語の定義

(1) 傷病名禁忌

医薬品添付文書記載の病状、特定健康診査の血液検査結果または併用薬の状況に対して投与すべきでない薬が投与されている場合等（例、eGFR が 60mL/min/1.73 m²未満かつ腎機能障害のある患者へのアリスキレンフマル酸塩剤と ACE 阻害薬または ARB との併用）で、病状の悪化、副作用の出現または薬の効果が弱まったりする可能性のある状態のこと。

(2) 併用禁忌

同月内で医薬品添付文書記載の併用すべきでない飲み合わせが生じており、病状の悪化、副作用の出現または薬の効果が弱まる可能性のある状態のこと。

(3) 重複（同一・同種同効）

同月内で 2 医療機関以上から同じ成分の薬もしくは臨床上同時に服用すると過量投与となる可能性のある薬が投与されている状態のこと。

(4) 長期服用

保険診療で漫然投与の制限がある薬剤が長期に渡って処方されていることが確認され、副作用、依存、残薬の調整等の確認が必要な状態のこと。

(5) 多剤

同月内で 6 剤以上の処方があり、有害事象のリスクが増大している可能性のあること。

5 業務委託内容

鹿角市国民健康保険被保険者（以下「被保険者」という。）のレセプトデータ、特定健康診査（以下「特定健診」という。）データ等を用いて、医薬品添付文書に記載される項目に則って本来投薬すべきでない患者やその状態を分析し、ポリファーマシーの概念を熟知した医師と薬剤師が監修を行った薬効（解剖治療化学分類法（ATC コード）情報を含む。）により傷病名禁忌・併用禁忌・重複（同一成分・同種同効）・長期服用・多剤服薬者を抽出する。

抽出した者に対しては、薬学的視点で服薬者の不利益となるような副作用、相互作用、治療効果不十分等の課題を地域医療で改善適正化することを目的とした通知を発送し、発送後の服薬状況を分析し改善度を確認する。なお、以下の業務に係る費用は特段の定めがない限り受注者が負担する。

(1) 対象者の抽出

ア 発注者が提供するレセプトデータをクレンジングし、特定健診データとともにデータベース化したうえで突合分析する。分析の結果、傷病名禁忌・併用禁忌・重複・長期服用・多剤に該当するものを抽出し、調査レポートで発注者と情報共有する。

イ 以下の各種データは、協議により決定した提供時期に、LGWAN 回線にて、発注者から受注者へ提供する。

(ア) 特定健診データ

次のファイルについて、令和7年度の受診分までを提供する。

- ・ FKAC171 特定健診結果等情報作成抽出（全健診結果情報（横展開））ファイル等

(イ) レセプト電子データ

次のファイルについて、令和7年度分を提供する。提供データは、秋田県国民健康保険団体連合会より提供される厚生労働省の「オンラインまたは光ディスク等による請求に係る記録条件仕様」に即したデータとする。

- a 医科 21_RECODEINFO_MED.CSV
- b DPC 22_RECODEINFO_DPC.CSV
- c 調剤 24_RECODEINFO_PHA.CSV

(ウ) 被保険者マスタ

被保険者マスタ及び項目・ファイルレイアウトは最新分を提供する。

(エ) その他

その他、分析や通知作成に必要となるものについては、協議のうえ、提供する。

(例) KDB システムから出力されるデータ、外字ファイル等
ウ 抽出結果一覧、調査データ及び調査レポートについては、別途発注者へ納品すること。

(2) 通知対象者の決定

発注者は、受注者から提供された抽出結果一覧を確認し、通知対象者を決定する(約 130 人を予定)。また、発送時に国民健康保険資格を喪失しているなど、発注者が必要と認めた場合は通知発注者から除外する。

(3) 通知発送

ア 通知対象者宛に、以下の書面を作成し郵送すること。

(ア) 個人ごとに抽出条件に該当する項目の状況を記載した個別通知

(イ) 対象者に本通知を郵送している主旨及び医療従事者に本通知を持参した際は適正医療の参考に利用する旨を記載した案内文

(ウ) 効果測定用返信はがき

イ 個別通知には以下の項目を記載すること。

(ア) 抽出条件に該当した医薬品名、処方医療機関と調剤した薬局のグループ

(イ) 対象月の院内を含めた調剤医薬品名と 1 日処方と同医療機関の合計処方日数

(ウ) 対象月の医療機関別の医薬品の種類の剤数

(エ) 処方された月

ウ 記載内容の詳細については、発注者と協議すること。

エ 封筒の作成、封入封緘作業、郵送費については受注者が負担すること。

(4) 通知の仕様

ア 通知書は宛名一体の A 3 判両面 1 枚でカラー刷りとし、高齢者にも配慮したユニバーサルデザインで作成すること。文字が大きく高齢者でも見やすい記載にすること。

イ 有害事象の可能性がある対象者に対する通知は、医療従事者にわかりやすく有害事象の項目を記載してあること。

ウ 有害事象や多剤の対策が促進されるよう、血液検査結果の表示、処方元及び調剤元の医療機関名等が通知に記載されていること。

- エ 多剤の可能性がある対象者に対する通知は、多剤による有害事象の可能性、残薬の確認等、多剤の弊害を認識啓蒙する記事を掲載すること。
 - オ 同一病院、同一成分の1日処方が同じ場合は1剤とカウントし、処方日数を結合した記載をする。また、最新1か月内での処方一覧と剤数を掲載する。
 - カ 処置薬や入院の処方、検査薬は除外し、内服に該当する外用剤（座薬・貼付剤・吸入剤など）も有害事象と剤数のカウント対象とすること。
- (5) アンケートの取りまとめ・集計
- ア 薬局での相談内容を把握するため、受注者は効果測定用返信はがきを作成する。はがきの質問項目等については、発注者と受注者が協議のうえで決定すること。
 - イ 通知対象者は、内容を確認し、「服薬状況のお知らせ」及び「効果測定用返信はがき」を薬局に持参する。なお、個人情報保護の観点から、はがき内には個人情報の記載欄を設けず、代わりに個人を識別するバーコードを掲載し、個人の情報との紐づけを行うこと。
 - ウ 薬局は、内容を確認し、通知対象者の状況に応じた適正服薬相談並びに指導を行い、対応した内容を「効果測定用返信はがき」に記載し、指定の返送先に返信する。
 - エ 受注者は、返信された「効果測定用返信はがき」を受け取り、結果の取りまとめ及び事業効果を検証する。
- (6) 通知発送後の服薬状況の確認及び分析
- 発注者が提供するデータをデータベース化し、通知発送後に通知対象者の服薬状況を確認のうえ、傷病名禁忌・併用禁忌・重複・長期服用・多剤の改善有無を分析する。改善が見られた場合は、禁忌に対する疾病や薬効分類の割合、本通知による有害事象による医薬品の削減効果額、対象者の属性を分析する。分析結果については、報告書を作成し提出すること。また、通知対象者の個々の結果を表示した一覧等も併せて提出すること。

6 成果品

- (1) 業務スケジュール
- (2) 5 (1) 対象者の抽出結果、調査データ及び調査レポート
- (3) 通知サンプル
- (4) 通知発送報告書

(5) 服薬状況及び分析結果報告書

7 協議・報告

業務の遂行に対し、事前に発注者と十分な協議を行うこと。

8 転用禁止

受注者は、事前に発注者の書面による承諾を得ることなく、発注者から提供されたデータ及び分析結果等を他者に提供したり自己の商品に用いたりする等、本業務以外に転用及び流用してはならない。

9 著作権の帰属及び成果品の取扱い等

- (1) 本契約のためだけに作成した著作物（以下「本件著作物」という。）に係る著作権（複製権、放送権、翻訳権、映画化権、本件著作物を原著作物とする二次的著作物についての利用権等並びに著作権法第27条及び第28条の権利を含むがそれらに限られない。以下同じ。）について、代金の支払完了とともに、発注者に移転するものとする。なお、かかる受注者から発注者への著作権移転の対価は、発注者の支払う代金に含まれるものとする。
- (2) 本契約による著作物のうち、前項により著作権が移転されない著作物について、発注者は、事業や成果の公表、事業検討のため自由に利用することができる。
- (3) 本件著作物について、受注者が著作権者人格権を行使するときには、発注者の書面による事前の承諾を得なければならない。
- (4) 発注者が受注者に対し、第三者に対する著作権者人格権の行使を要請した場合、受注者はそれが正当な権利行使である場合に限り、これに応じるものとする。
- (5) 発注者は、第1項により本件著作権の譲渡を受けた後は、合理的な範囲内において、本件著作物について改変、修正等することができるものとし、その限りにおいて、受注者は、著作権者人格権を行使しないものとする。
- (6) 発注者は、本件著作物の利用に当たって、著作者の表示をし、又はしないことができる。
- (7) 受注者は、発注者に対し、本件著作物が第三者の著作権、知的財産権その他の権利を侵害しないものであることを保証し、第三者から発注者に対し本件著作物に関する権利侵害の申し出等（以下「紛争等」という。）が生じた場合、全て受注者の責任及び費用で紛争等処理し、発注者に

費用が生じた場合には、かかる費用を受注者が負担するものとする。

- (8) 発注者が本件著作権の譲渡の登録をしようとする場合、受注者はこれに協力する。ただし、登録費用は発注者の負担とする。
- (9) 発注者は、自己の業務に必要な範囲内で、本業務で得た成果品を自由に利用することができるものとする。ただし、成果品に受注者のノウハウに関する情報が含まれている場合は、成果品の配布、情報提供その他の利用に関して受注者の利益に最大限配慮するものとする。
- (10) 本業務で得た成果品が、鹿角市情報公開条例（平成9年鹿角市条例第27号）第7条に基づく情報開示請求の対象となった場合には、同条例第8条各号に基づき処理するものとする。

10 受注者の資格要件

受注者は以下(1)(2)のいずれかの条件を満たすこととし、受託時に、認証を証明できる文書（写し）を提出すること。

- (1) ISO27001（ISMS）の認証を、少なくとも契約期間が終了するまで有効な状態で保有していること。
※ 実作業にあたる部門で認証を取得していること。
- (2) プライバシーマーク（Pマーク）の認証を、少なくとも契約期間が終了するまで有効な状態で保有していること。

11 再委託について

受注者は本業務の一部をやむを得ず再委託する必要がある場合は、事前に承諾を得なければならない。

12 個人情報等の取り扱いにかかる遵守事項

本契約の履行に当たって個人情報を取り扱う場合は、「個人情報取扱特記事項」の定めその他、次の条件を遵守すること。

- (1) 受注者は、本業務の全部を第三者に委託してはならない。
- (2) 本業務が完了した際は、案内発送に使用した個人情報について、発注者の要請の下に返還または廃棄し、破棄完了報告書を提出すること。
- (3) 作業の際に知り得た発注者の全ての情報は、絶対に外部に漏洩してはならず、また、作業の目的以外に使用してはならない。

13 その他

- (1) 受注者は、本業務履行中に知り得た事項を発注者の許可なく公表し、ま

たは利用してはならない。

- (2) 諸経費は業務料に含み計上すること。
- (3) この仕様書について疑義が生じたとき、または定めのない事項については、発注者と受注者がその都度協議のうえ定める。

個人情報取扱特記事項

1 基本的事項

受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適切に取り扱わなければならない。

2 再委託の禁止

受注者は、この契約による事務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、発注者が承諾した場合を除き、第三者にその処理を委託してはならない。

3 収集の制限

(1) 受注者は、この契約による事務を処理するために個人情報を収集するときは、事務の目的を明確にするとともに、事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(2) 受注者は、この契約による事務を処理するために個人情報を収集するときは、本人から収集し、本人以外から収集するときは、本人の同意を得たうえで収集しなければならない。

4 利用及び提供の制限

受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

5 複写又は複製の禁止

受注者は、この契約による事務を処理するために発注者から引き渡された個人情報が記録された資料等を、複写し、又は複製してはならない。

6 資料等の返還等

受注者は、この契約による事務を処理するために発注者から引き渡され、又は受注者自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、事務完了後直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

7 従事者への周知

受注者は、この契約による事務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、その事務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならないこと及び契約の目的以外の目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関し必要な事項を周知するものとする。

8 実地調査

発注者は、必要があると認めるときは、受注者がこの契約による事務の執行に当たり取り扱っている個人情報の状況について、随時実地に調査することができる。

9 事故報告

受注者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする

10 情報漏えい対策

(1) 個人情報を管理するパーソナルコンピュータは、受注者が配備する、適正にウィルス対策がなされたものに限定し、個人が所有するパーソナルコンピュータを使用してはならない。

- (2) ファイル交換ソフト等、受注者の管理下でないソフトをインストールしてはならない。